

令和 8 年 4 月 1 日函館市公告（一般競争入札に付する各工事に共通する資格および事項について）の規定により，工事ごとの資格および事項を次のとおり定めたので公告する。

令和 8 年 5 月 7 日

函館市長 大 泉 潤

1 一般競争入札に付する工事の内容

- (1) 工 事 名 市道日暮し通舗装道新設工事
- (2) 施工場所 函館市谷地頭町 9 番から青柳町 1 1 番まで
- (3) 工 期 契約の日の翌日から起算して 2 4 0 日間
- (4) 工事概要 施工延長 3 8 0 . 7 m 施工幅員 3 . 7 0 m ~ 7 . 0 0 m
舗装工 道路土工 法面工 舗装工 石・ブロック積
(張)工 排水構造物工 縁石工 防護柵工 区画線工
構造物撤去工 仮設工 雑工
- (5) 予定価格（消費税および地方消費税相当額を除く。）
6 4 , 5 3 0 , 0 0 0 円
- (6) 最低制限価格
函館市建設工事最低制限価格制度実施要領第 6 条第 1 項の規定による価格
- (7) その他
本工事は「週休 2 日工事」の対象工事である。

2 入札参加資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 共同企業体の構成員の全てが，3 に掲げる構成員の要件を満たしており，かつ，4 により入札への参加を制限されていないこと。
- (2) 共同企業体が 5 に掲げる結成の要件を満たしていること。

3 共同企業体の構成員の要件

- (1) 函館市競争入札参加有資格者として，舗装工事または土木一式工事の工種に登録されていること。

(2) 前号に係る工事予定価格の区分に対応する等級が、舗装工事にあつてはA級、土木一式工事にあつてはB級に格付けされている者であること。

(3) 舗装工事の工種に登録されている者は、次のいずれにも該当すること。

ア 市内に本店または支店（営業所等を含む。以下同じ。）を有する者であること。ただし、市内に支店のみを有する者にあつては、市内または近郊にアスファルト合材プラントを有する者であること。

イ 平成23年度以降に、元請けとして、公道の現道において、アスファルト舗装工事の施工実績があること。

(4) 土木一式工事の工種に登録されている者は、市内に本店を有する者であること。

4 工事施行成績による入札への参加の制限

受渡しが完了した工事について、次に掲げる要領の規定に基づき通知を受けた工事施行成績の評定結果の評定点が65点未満のときは、その通知をした日から起算して6ヶ月間、当該入札に参加することができない。

(1) 函館市請負工事施行成績評定要領

(2) 函館市小規模請負工事施行成績評定要領

(3) 函館市企業局請負工事施行成績評定要領

(4) 函館市企業局小規模請負工事施行成績評定要領

5 共同企業体の結成の要件

(1) 構成員の数は、舗装工事の工種に登録されている者1者および土木一式工事の工種に登録されている者1者による2者であること。

(2) 各構成員が、この入札において2以上の共同企業体の構成員とならないこと。

(3) 共同企業体の代表者は、舗装工事の工種に登録されている者であり、かつ、他の構成員より出資比率が高いこと。

6 入札参加資格の認定申請の期間および必要書類

(1) 期 間 令和 8 年 5 月 7 日から令和 8 年 5 月 1 3 日まで

(2) 必要書類

ア 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書

イ 配置予定技術者調書

ウ 類似工事施工実績調書 ((ア)または(イ)のいずれかを添付のこと)

(ア) 函館市発注工事の場合 契約書または工事カルテの写し

(イ) 上記(ア)以外の場合 工事カルテの写し

エ 工事請負入札参加資格審査申請書

オ 共同企業体協定書

7 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を入札書とともに郵送で提出しなければならない。

8 契約条項を示す場所

函館市東雲町 4 番 1 3 号 函館市土木部管理課 (電話番号 0138-21-3406)

9 設計図書等の閲覧

(1) 閲覧期間 令和 8 年 5 月 7 日から令和 8 年 5 月 2 5 日まで

(2) 閲覧場所 函館市財務部調度課 (電話番号 0138-21-3514)

10 質問書の提出

(1) 提出期間 令和 8 年 5 月 7 日から令和 8 年 5 月 1 9 日まで

(2) 提出先 函館市土木部道路建設課 (電話番号 0138-21-3422)

11 入札執行の日時

令和 8 年 5 月 2 6 日午前 1 0 時

12 入札にかかる問合せ先

函館市財務部調度課